

和泉市条例第 号

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求をする者は開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける場合は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求を受理した日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求を受理した日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求を受理した日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求を受理した日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第8条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,900円に次に掲げる額の合計額を加算した額と

する。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに4,150円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 13,100円

（審査会への諮問）

第9条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年和泉市条例第 号）第2条に規定する和泉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第10条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧条例の廃止)

2 和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行日前に旧条例第20条、第23条、第24条又は第29条の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前に旧条例第35条の規定による苦情の申出又は旧条例第42条の規定による苦情相談があった場合における当該苦情の処理については、なお従前の例による。

5 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

6 和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年和泉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第4条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に規定する事項を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第4条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号）</u>に規定する事項を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益</p>

新	旧
<p>のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

(和泉市情報公開条例の一部改正)

7 和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(公開しないことができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) <u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p>	<p>(公開しないことができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) <u>法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報及び主務大臣等の指示により、公開してはならないとされている情報</u></p> <p>(2) <u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる</u>とされている情報</p>

新	旧
<p>ア 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報</p>	<p>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、財産等を保護するため、公開することが必要であると認められるもの</p> <p>エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報</p> <p>(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 人の生命又は身体を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 人の財産又は生活に対し重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある違法又は不当な事業活動に関する情報</p> <p>ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの</p> <p>(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の機関との間における調査、研究、協議等の意思形成過程に関する情報</p>

新	旧
<p>又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(3) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(4) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが</p>	<p>報であつて、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの</p> <p>(5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの</p> <p>(6) 市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの</p> <p>(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(8) 公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの</p>

新	旧
<p><u>あるもの</u></p> <p><u>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p><u>イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p>	

新	旧
2 略	2 略

(和泉市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行日前に和泉市情報公開条例第5条第1項又は同条第2項の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。